

事務総局会議（第 1 回）議事録	
日時	令和 8 年 1 月 2 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 2 0 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、川瀬刑事局第一課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 令和 8 年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第 1） 2 新裁判官の配置について 清藤総務局長説明（資料第 2） 3 高等裁判所長官事務打合せの開催について 清藤総務局長説明（資料第 3） 4 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について 染谷経理局長説明（資料第 4） 5 裁判所会計事務規程の一部を改正する規程について 染谷経理局長説明（資料第 5）
結果	◎ 裁判官会議付議 2、4、5 ◎ 了承 1、3
秘書課長 福島直之	

令和8年度外国出張計画

国際会議

合計2人

倒産実務家国際協会(I N S O L)、国連国際商取引法委員会(U N C I T R A L)及び世界銀行共催第15回国際倒産裁判官会議(英国、約5日間)【民事局】

裁判官2人

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	安	浪	亮	介
裁判官	堺			徹
裁判官	宮	川	美	津子
裁判官	中	村		慎
裁判官	阿	多	博	文

第二小法廷

裁判官	今	崎	幸	彦
裁判官	三	浦		守
裁判官	岡	村	和	美
裁判官	尾	島		明
裁判官	高	須	順	一

第三小法廷

裁判官	林		道	晴
裁判官	渡	辺	恵	理子
裁判官	石	兼	公	博
裁判官	平	木	正	洋
裁判官	沖	野	眞	已

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8 人
随員 高等裁判所事務局長 8 人

6 日程

時間 日 (曜日)	14 : 00 ~ 17 : 00
2 7 日 (金)	全体協議

(配布資料 1)

◎最高裁判所規則第●●号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長（家庭裁判所の国有財産事務分掌者（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員をいう。以下同じ。）とされているものを含む。）

家庭裁判所長（地方裁判所長が国有財産事務分掌者とされている家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官
今 崎 幸 彦

(配布資料 2)

理 由

長崎及び福島の家庭裁判所の会計課が廃止されることに伴い、不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

(配布資料1)

◎最高裁判所規程第●●号

裁判所会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最
高
裁
判
所

裁判所会計事務規程の一部を改正する規程

裁判所会計事務規程（平成二十九年最高裁判所規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収	(定義) 第二条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収

官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者及び本官設置家裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによる。

官代理、分任歳入徴収官、分任歳入徴収官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者、本官設置家裁及び分任官設置簡裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによる。

(歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲)

第三条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理及び物品管理官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

〔2・3 略〕

(代理を行う場合)

第四条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代

(歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲)

第三条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び分任歳入徴収官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

〔2・3 同上〕

(代理を行う場合)

第四条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代

理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

「一、三 略」

（収入官吏等の任命等）

第六条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、資金

理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理、分任歳入徴収官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

「一、三 同上」

（収入官吏等の任命等）

第六条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、分任

前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏代理及び出納員（以下「収入官吏等」という。）を命ずることができる。

〔2・3 略〕

（保管有価証券取扱主任官の任命等）

第七条 「略」

2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の簡易裁判所の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは「保管有価証券取扱主任官」と

収入官吏、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏代理及び出納員（以下「収入官吏等」という。）を命ずることができる。

〔2・3 同上〕

（保管有価証券取扱主任官の任命等）

第七条 「同上」

2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の分任官設置簡裁の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは「保管有価証券取扱主任官」と

、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。	」と、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

別表第一を次のように改める。

別表第一 用語の意義（第二条関係）

用語	意義
歳入徴収官	会計法第四条の二第三項に規定する歳入徴収官
歳入徴収官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する歳入徴収官代理
支出負担行為担当官	会計法第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官
支出負担行為担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する支出負担行為担当官代理
官署支出官	予決令第一条第二号に規定する官署支出官
官署支出官代理	支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三条に規定する官署支出官代理
センター支出官	予決令第一条第三号に規定するセンター支出官

センター支出官代理	支出官事務規程第二十七条に規定するセンター支出官代理
契約担当官	会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官
契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する契約担当官代理
分任契約担当官	会計法第二十九条の二第五項に規定する分任契約担当官
分任契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する分任契約担当官代理
収入官吏	出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第三項に規定する収入官吏
収入官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
資金前渡官吏	出納官吏事務規程第一条第四項に規定する資金前渡官吏
資金前渡官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、資金前渡官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
歳入歳出外現金出納官吏	出納官吏事務規程第一条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏
歳入歳出外現金出納官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、歳入歳出外現金出納官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
出納員	会計法第四十条第二項に規定する出納員
保管有価証券取扱主任官	政府保管有価証券取扱規程第一条に規定する政府保管有価証券の受払保管に関する事務を取り扱う職員
債権管理総括機関	債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）第四条第一項に規定する債権管理総括機関
物品管理官	物品管理法第八条第三項に規定する物品管理官
物品管理官代理	物品管理法施行令第八条第五項に規定する物品管理官代理
国有財産事務分掌者	国有財産法第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員

本官設置家裁	下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十四条に基づき会計課、経理課又は出納課が置かれた家庭裁判所
--------	---

別表第二の一を次のように改める。

一 歳入徴収官及び歳入徴収官代理

設置する裁判所		指定する官職		委任する事務の範囲
最高裁判所	歳入徴収官 経理局長	歳入徴収官代理 経理局総務課長		
				最高裁判所の歳入の徴収に関する事務、下級裁判所の歳入の徴収に関する事務のうち、下級裁判所に係属する事件に関する手続において得られた納付情報及び下級裁判所に係属する事件に関する手続において国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法により納付される手数料の徴収に関する事務
高等裁判所	事務局次長	事務局会計課長		
地方裁判所	事務局長	事務局次長		
本官設置家裁	事務局長	事務局次長		当該本官設置家裁の歳入の徴収に関する事務。ただし、経理局長又は経理局総務課長に

委任する事務を除く。

別表第三を次のように改める。

別表第三 収入官吏等が行う事務の範囲（第六条関係）

収入官吏等が所属する裁判所	事務の範囲
最高裁判所	最高裁判所の現金の出納保管の事務
高等裁判所	当該高等裁判所（支部を含む。）の現金の出納保管の事務。ただし、高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
地方裁判所	当該地方裁判所（支部を含む。）、家庭裁判所（支部及び出張所を含む。）、当該事務に対応する収入官吏等に任命されている職員が所属する家庭裁判所を除く。）及び簡易裁判所（当該事務に対応する収入官吏等（出納員を除く。）に任命されている職員が所属する簡易裁判所を除く。）の現金の出納保管の事務
本官設置家裁	地方裁判所と同一所在地の高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務
簡易裁判所	当該本官設置家裁（支部及び出張所を含む。）の現金の出納保管の事務。ただし、本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
	当該簡易裁判所の現金の出納保管の事務

別表第四を次のように改める。

別表第四 債権の管理に関する事務について委任する事務の範囲（第八条関係）

債権の管理に関する事務を行う職員	事務の範囲
歳入徴収官	当該歳入徴収官が所属する裁判所（地方裁判所においてはその管轄区域内にある簡易裁判所及び同一所在地の本官設置家裁以外の家庭裁判所を含む。）の歳入金に係る債権の管理に関する事務
官署支出官	当該官署支出官が支出の決定をした金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
資金前渡官吏	当該資金前渡官吏が支払った金額の返納金に係る債権の管理に関する事務

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

(配布資料 2)

理 由

裁判所における会計事務の適正かつ円滑な運営を図るため、関係規定について所要の整備を行う必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事務総局会議（第 2 回）議事録	
日時	令和 8 年 1 月 2 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 0 7 分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、手嶋司法研修所長、江原裁判所職員総合研修所長
議事	1 令和 8 年度の裁判官研修について 手嶋司法研修所長説明（資料第 1） 2 裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項及び令和 8 年度の裁判所職員（裁判官以外）研修について 江原裁判所職員総合研修所長説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 裁判官会議報告 1
秘 書 課 長 福 島 直 之	

【機密性2】

【配布資料】

令和8年度の裁判官研修について

令和8年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載1の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（令和6年度議決）」及び別紙記載2の「派遣型研修について（報告対象事項）」について、いずれも変更はない。

(別紙)

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（令和6年度議決）

（1）合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

（ア）事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

① 民事通常訴訟事件全般

② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件

③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件

④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件

⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

（イ）主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

（ア）年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

（イ）ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

（ウ）役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

（ア）裁判系（3日間以内）

（イ）導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

オ 調停官の研修（調停官。3日間以内）

調停官が裁判官と同等の権限を有する職務について、調停官に任官した者に対し、所要の研修を実施する。

（2）個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

（1）判事補（期間・実施場所は以下のとおり。（2）及び（3）について同じ）

ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社

イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：経団連総合政策研究所

（2）判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防
止研修所

（3）判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

【機密性2】

【配布資料】

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項について

標記については、別紙「裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項」に記載のとおりである。

(別紙)

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

(1) 裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務局事務に関するもの

ア 管理職員¹を対象者とするもの（3日間以内）

(ア) 研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(イ) 次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員²を対象者とするもの（3日間以内）

¹ 平成21年3月31日付人任A第000563号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

² 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員³を対象者とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官及び技官⁴を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象者とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官、事務官及び技官を対象とし、執務能力の

階に属する官職にある者

³ 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

⁴ 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に定める行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所事務官及び裁判所技官をいう。）

向上等を目的として実施する。

(2) 事務官及び技官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。

(4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

3 その他

高年齢層の職員を対象者とするもの（1日間程度）

高年齢層の職員を対象とし、それまで培った知識や経験等を生かし、引き続き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

第3 研究

執務能力の向上、実務の改善、組織課題への対応等に資することを目的として書記官及び家裁調査官等による裁判実務に関する研究を実施する（1か月間程度から1年間程度）。実施場所は、総研、研究員の所属庁又は関係機関等とする。

第4 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。